

平成 29 年度 第 1 回福井市行政改革推進委員会 会議概要

1 開催日時 平成 29 年 6 月 5 日（月）16:00～18:00

2 開催場所 市役所本館 8 階 第 8 会議室(A)

3 出席者

- (1) 委員 内山秀樹 委員（委員長）、田村洋子 委員（副委員長）、井上武史 委員、
奥村清治 委員、黒川俊枝 委員、齋藤万世 委員、澁谷政子 委員、林美里 委員
※辻武志 委員、山岸範之 委員は欠席
- (2) 事務局 総合政策課

4 会議次第

- 1 開 会（市民憲章唱和）
- 2 報 告
福井市行財政改革指針(改訂版)（平成 27～28 年度）実施報告及び
福井市行財政改革指針(平成 29～33 年度)取組計画について
- 3 協 議
平成 29 年度外部点検対象事業の選定について
- 4 その他

5 協議の概要

事務局	福井市行政改革推進委員会規則第 5 条により、議事の進行を委員長にお願いする。
委員長	まず、福井市行財政改革指針(改訂版)（平成 27～28 年度）実施報告及び福井市行財政改革指針(平成 29～33 年度)取組計画について、報告ということで、事務局から説明を。
事務局	【説明】（資料 1-1、1-2、1-3）
委員長	まず、福井市行財政改革指針(改訂版)（平成 27～28 年度）実施報告について、意見や質問等はないか。
委員	実施の評価（◎・○・×）について、どのようなプロセスで決定しているのか。
事務局	まず、取組を行った各課において自己評価を行う。その後、事務局で各取組結果をとりまとめ、全体のバランス確認や内容の精査を行った上で、必要に応じて修正をしている。 最終的に、市長がトップとなっている庁内の会議の場において決定している。

委員	「No. 10 研修による職員資質の向上」の取組について、成果指標の資格取得等申込者数が、平成27年度38件、28年度44件となっている。職員数と比べると少ないように感じるが、数値目標は定めているのか。
事務局	福井市の職員数は、消防などを含めると2,600人ぐらいになる。数値目標については定めていない。部署によって有効な資格が異なることから、たくさん的人数が資格取得するというよりも、一人でも多くの職員が資格を取得し、資質の向上を図っていくということを目指している。
委員長	「No. 5 収入確保策の推進」の取組のふるさと納税について、返礼率が3割を超えないようにとの話があるが、福井市についてはどうか。
事務局	福井市では、ふるさと納税の本来の趣旨に即して実施しており、平均返礼率は13%となっていることから、3割を超えていない。
委員長	「No. 4『健全財政計画』での目指すべき水準の達成」に掲げる市債残高について、平成28年度は1,097億円となっているが、経年でみるとどのようになっているか。
事務局	学校のガラス飛散防止フィルムの設置など、市民の安全を確保する重要な事業を実施したなどにより、結果として1,000億円を超えることとなった。 なお、平成27年度については、市債残高が1,029億円となっている。
委員	「No. 15 広聴の推進」の取り組みの申し込みしやすい出前講座について、児童クラブの子供たちでも聞けるような講座はあるのか。
事務局	市政出前講座のパンフレットに、「自治会ってなに？」など子どもにおすすめの講座がいくつか記載されている。
委員	取り組みの評価について、「◎・○・×」の3段階となっているが、「○」だと、良いのか悪いのかよく分からない。取組を行う職員が、あまり評価を意識していないのではないか。
事務局	今回の評価については、良いものと悪いものを同数程度示す相対評価として、評価を行っている。数値で成果が示せるものについては、個別ごとの基準を用いて評価することも可能であるが、全ての取組結果を数値で示すことは困難であり、また今回は2ヶ年といった短期間での取組であることから、相対評価としている。
委員	各課の自己評価においては、他課の評価が分からないことから、とりまとめを

	行う事務局が相対評価を行う形となっている。また、各課による自己評価だけでは、「×」の評価が無くなってしまうこともあるため、何が適当な評価であるかの判断は難しい。
委員	事務局の評価において、５段階にするのはどうか。
事務局	昨年度は、計画期間である２年間のうちの２７年度分の取組結果を３段階で評価しており、取組が順調であれば「○」と評価している。今回は、２７年度と２８年度の２年間の取組結果として評価したものであり、２８年度も取組が順調であれば、今回提示した評価結果は「○」となっている。
委員	「No. 19 女性の活躍推進」の取組で、女性の管理・監督職員数が７５人（H28）から８２人（H29）に増えたとなっているが、全体の男女の割合としてはどうか。
事務局	平成２８年度の管理職に特化して説明すると、全体で２３７人となっており、そのうち女性は２８人、割合では約１０％となっている。
委員	現状で、女性の管理・監督職員数が増えているのはすばらしいと思う。一般的に、企業では増やそうと思ってもなかなか増えるものではない。
委員	昔は、採用される女性の割合も少なかったため、結果として女性の管理職の割合も少ないということも聞いている。
委員長	評価については、量だけではなく質的な面も含めたトータルな結果として３段階で評価をしたということによろしいか。
事務局	そのとおりである。目標が数値で設定されている取組については、目標の数値に満たなければ「×」の評価を行っている。
委員長	次に、福井市行財政改革指針（平成 29～33 年度）取組計画について、意見や質問等はないか。
委員長	この計画の期間は５年間となっているが、このような会議の場で結果の報告があるということで良いか。報告があるのであれば、各委員は取組計画の内容を頭に入れておく必要がある。
事務局	毎年、今回と同じように取組の結果を報告させていただく。
委員	「No. 11 地域課題やニーズの把握と協働のまちづくりの推進」について、地域担当職員が各地域に入って活動しているが、地域の反応と市職員の反応はどう

	か。 ある地区の地域担当職員は、お祭りや地域活動に参加している。最初は住民との隔たりがあったが、活動を重ねていくうちに打ち解けてきたと感じる一方で、地域力が弱体化している部分や地域の課題等も見えてくるようになったとのことである。 また、地区の住民が、地域担当職員を市との窓口として頼るといったことが見られるようになったと聞いている。
事務局	
委員長	地域担当職員は何名か。また任期は。
事務局	各地区で2名となっており、任期は2年間である。
委員	ある地区の地域担当職員においては、どのような活動をしているか分からない。もっと積極的に活動してもらわないと分からない。
委員	地域担当職員自身の温度差もあり、しっかり地域に入って活動する職員もいれば、会議に参加するだけの職員もいる。まだ制度ができて1年ぐらいなので、もう少し時間をかけて見ていく必要がある。
事務局	地域担当職員の質を高める取組として、定期的に各地域担当職員が集まり、活動内容などの意見交換会を行っている。その中で、情報交換をしながら質を高めていければと考えている。
委員	地域担当職員の受け入れについて、地区の住民が否定的な姿勢を示す地区もあると聞いている。そのような地区があったら教えて欲しい。
委員長	地域担当職員は今後も継続していく事業であるが、3年目あたりで、地域担当職員制度の課題などを整理してブラッシュアップしていく取組も必要だと感じる。また、行政側の思いだけで地域担当職員制度を実施しているとならないようにして欲しい。 また、活動が活発な地区においては、地域担当職員が2名では大きな負担となることも考えられるので、活動内容に応じて柔軟に人数を対応していくのも良い。その意味で制度を見直す時期があっても良いと思う。
事務局	事業所管課に伝えさせていただく。
委員	「No. 18 公営企業の経営健全化」について、ムダなものをカットすることは必要であると思うが、ガスや水道などの生活インフラについては、経営が成り立たないからといって供給を中止することの無いようにしてほしい。本来税金はこのような部分に使うべきだと思う。

事務局	水道などの生活インフラは、安全で安心な供給が大前提である。災害発生時も速やかに復旧できるように、現在耐震化を進めているところであり、そのために将来的に料金改定にも手を入れていく必要がある。
委員	「No. 7 生活困窮者の相談・支援に対する総合窓口の設置」について、生活費の借り入れなどの相談業務は対象とならないのか。
事務局	生活費の借り入れの相談については、平成 27 年度から生活相談と一体的に行っている。今回の総合窓口は、これと就労相談窓口を結びつけた形のものである。
委員	「No. 8 地方分権や広域連携の推進による市民サービスの向上」などについて、中核市への移行や連携中枢都市圏構想の形成など業務により、市の職員の作業負担が大きくなると思う。職員のワークライフバランスなどを考えて、働きやすい環境を整えると、市民への対応も良くなる。市の職員は大変だと思うが、今が正念場だと思うので、かんばってほしい。
事務局	国もワークライフバランスを大きく取り上げており、本市においても職員の時間外労働を縮減する取組などを行っている。
委員長	福井市行財政改革指針の実施報告及び取組計画については、報告ということで、これで終了する。取組計画についてはこれからの取組なので、関係所属と協力して進めてほしい。
委員長	次に、平成 29 年度外部点検対象事業の選定について、事務局から説明を。
事務局	【説明】（資料 2-1、2-2、2-3）
委員長	以前の外部点検では、分野を関係なしにほぼランダムで点検事業を選定していたが、昨年度の総括において、分野を括った方が良いのではという意見が多かった。それを踏まえ、今回の実施方法の案が提案されたところである。 まず、外部点検の実施方法の案について事務局から説明をしたが、意見や質問等はないか。 （意見等なし）
委員長	実施方法については異論なしということで、事業選定に移りたいと思う。事務局から説明を。
事務局	【説明】（資料 2-4）

委員長	以前は投票によって事業選定を行っていたが、今回は委員の協議によって決めるということである。 選び方は色々あるが、選定についていかがか。
委員	「No. 5 コミュニティバス事業」、「No. 6 地方バス路線等運行維持事業」、「No. 8 地域コミュニティバス運行支援事業」、「No. 9 地域バス整備事業」はバスに関係する内容であり、4つそれぞれとして点検するか、まとめて点検するかというところである。高齢化社会が進む中、高齢者とバスは切り離せないと思う。 なお、商工振興課が「No. 5 コミュニティバス事業」を所管しているのは不思議に思う。
委員	「No. 2 まちなか賑わい創出事業」と「No. 5 コミュニティバス事業」がセットなのではないかと考える。 また、「No. 12 景観推進事業」と「No. 13 景観支援事業」はどう違うのかが分かりづらい。
委員長	「No. 12 景観推進事業」と「No. 13 景観支援事業」は、セットとして考え、説明も合わせてしてもらっていいのではないか。
委員	「No. 11 里地・里山活性化事業」と「No. 14 里川保全事業」が、なぜ事業として分かれているのか。
委員	「No. 14 里川保全事業」は、建設部から農林水産部に移管してもよいのではないか。
委員長	「No. 12 景観推進事業」と「No. 13 景観支援事業」は、セットで説明をしてもらうことは可能か。2つを1つの点検対象として捉えてもよいか。
事務局	ボリュームと時間の問題がある。1つずつでもボリュームのある事業であり、説明者も委員も膨大な話をさせてもらうこととなるため、きついと思う。1つずつの事業として捉え、2つや4つの事業の説明をさせてもらうことがベターではないかと考える。
委員	それは、説明者が時間内に収まるよう説明をすればよい。
委員	メインの事業と、関係性のある事業をセットにして考えてはどうか。
委員長	所属からの説明時間はどれほどか。
事務局	以前より長くしており、30分ほどである。

委員	ボリュームが大きいのであれば、前もって資料を送ってもらうことで対応可能である。
事務局	地域バス関係の3事業については、やり方にもよるが1セットと考えることは出来る。 なぜ商工振興課が、「No.5 コミュニティバス事業」を所管しているのかということだが、すまいるバスはお買い物バスという位置付けだからである。
委員長	「No.6 地方バス路線等運行維持事業」は路線バス、「No.8 地域コミュニティバス運行支援事業」はいわゆるコミュニティバスということだが、「No.9 地域バス整備事業」の地域バスとはなにか。
事務局	まず、「No.8 地域コミュニティバス運行支援事業」の地域コミュニティバスから説明すると、地域がやりたいと手をあげて、その後協議会を設け、試行期間を含めて運行するバスである。 「No.9 地域バス整備事業」の地域バスは合併の経緯もあるが、美山地区や越廼地区などの過疎地域で路線バスを廃止し、スクールバスに一般乗客を乗せて走らせるようにしたものである。
委員長	住民にとっては、どんな手段であろうが、足がしっかり確保されているのかという視点しかない。
委員	「No.4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」、「No.17 居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）」と「No.18 居住推進支援事業（移住定住サポート事業）」の違いはなにか。
事務局	「No.4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」は、まちなかに人を集めるための事業である。 「No.17 居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）」は、空き家を上手く利活用していこうという事業であり、切り口が違う。
委員	「No.18 居住推進支援事業（移住定住サポート事業）」は、まちなかでない地域も含んでいるが、人口が減っている中で世帯数が増えないということもあり、まちなかに住んでほしいのか、周辺部に住んでほしいのかどちらなのか。
事務局	両方であると考えている。世帯数については、今はまだ若干増えている。
委員	予算が限られており、人口も右肩上がりでない中、ある程度市としての方向性を持った方がいいのではないかと考える。結局、どの地域も充足されないことになるのではないかと。

委員長	そういった話は、都市計画のテーマとなる。コンパクトシティをどう推進するかということであるため、居住についてはまちなかと周辺部の拠点について進めるということで掲げている。
委員	関連事業を合わせて点検すれば、コンパクトシティの推進についてどうすればいいかということが整理出来るのではないか。
委員	複数事業の点検を合わせて行くと、相乗効果を生むこともあれば、バランスを取る必要のある場合もある。 ボリュームの問題については、3つの事業を1セットとするのは厳しいと思う。 バスは、地域交通の協議会があり、専門家を交えて議論がなされているはずである。
委員長	交通は大きなテーマであり、1日点検をしてもよいのではないか。 「No.5 コミュニティバス事業」、「No.6 地方バス路線等運行維持事業」と「No.8 地域コミュニティバス運行支援事業」のバスの乗り換えがしっかり出来るのかということと、地域コミュニティバスについては行政が支援しているが、地域や組織に十分に活かされ、原動力になっているのかという話になる。
委員	「No.6 地方バス路線等運行維持事業」、「No.8 地域コミュニティバス運行支援事業」と「No.9 地域バス整備事業」は、1日で点検出来るのではないか。
委員長	路線バスについては、意見をする余地があまりないのではないか。
事務局	質を高めるという観点から点検してもらおうとすると、最近、鉄道は好調であるが、バスの利用促進は課題だと思っている。
委員	コミュニティバスすまいる、路線バスと地域コミュニティバスの連携が出来ていないと思う。地域コミュニティバスは、地域の拠点を中心に運行しているが、その拠点において連絡が出来ていない。それにより、バスが利用されないことになる。
委員長	それを踏まえると、「No.6 地方バス路線等運行維持事業」と「No.8 地域コミュニティバス運行支援事業」は密接であると考えられる。 4種類のバスが、それぞれのルートで運行されているということを、まずは頭に入れておかないといけない。
委員	料金の支払いについて、電車でもバスでも共通で使えるチケットの提案をしたことがあるが、会社が異なるため出来ないという話であった。

委員長	「No. 9 地域バス整備事業」の地域バスは福井市営バスと捉え、「No. 8 地域コミュニティバス運行支援事業」のバスは将来的には住民主体と考え、「No. 5 コミュニティバス事業」のすまいるバスは買い物バスということである。 地域バスは、将来的には地域コミュニティバスに発展してほしいのではないかな。
委員	地域バスは無料であり、地域コミュニティバスは有料となっている。同じ福井市内の利用で差がある状況であり、本来一緒にすべきである。
委員長	「No. 9 地域バス整備事業」は、点検で意見するにも限界があると考えられるため、「No. 8 地域コミュニティバス運行支援事業」をメインとした方がよいのではないかな。 <u>「No. 6 地方バス路線等運行維持事業」と「No. 8 地域コミュニティバス運行支援事業」はセットとする。</u> 1つ目 「No. 2 まちなか賑わい創出事業」と「No. 3 民間によるまちなか活性化活動支援事業」も性質が似ている。 前者は行政が主体であり、後者は民間を支援するという事業である。 <u>「No. 2 まちなか賑わい創出事業」と「No. 3 民間によるまちなか活性化活動支援事業」はセットとする。</u> 2つ目 「No. 5 コミュニティバス事業」をまちなかのにぎわいとして捉えるのかどうか。
委員	お買い物バスという位置付けだとしても、交通手段として考えなければならないのではないかな。
委員長	そうなると、「No. 5 コミュニティバス事業」のコミュニティバスと「No. 6 地方バス路線等運行維持事業」の路線バスは、競合しないように密接に絡んでいると考えることになる。 「No. 7 まちなかレンタサイクル事業」はまちなかのにぎわいと捉えてもいいが、点検対象とするにはまだ早いかもしれない。 <u>「No. 12 景観推進事業」と「No. 13 景観支援事業」は、セットで点検してもよいと思う。</u> 3つ目 「No. 11 里地・里山活性化事業」には、「No. 14 里川保全事業」も入ってくるのか。

事務局	「No. 11 里地・里山活性化事業」は、野菜を販売するための店舗の開設など、地域が地域として成り立つための、地域のまちづくり事業である。「No. 14 里川保全事業」は、建設の視点であり、里川を維持・管理していくための事業である。
委員長	「No. 16 未来につなぐ ふくい魅える化プロジェクト」は始まったばかりであり、いったん保留とする。 「No. 17 居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）」は、ハードの意味合いでストックの利用を促進する事業であり、「No. 18 居住推進支援事業（移住定住サポート事業）」は、ソフトの意味合いが強いのではないかと。 「No. 17 居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）」は、空き家の情報を整理しながら、家主に対する補助を行うのか。
事務局	空き家を上手く活用するための事業である。
委員	「No. 4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」との住み分けはどうか。
事務局	「No. 4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」は、まちなかというエリアに対する事業である。まちなかの空き家が対象となれば、関連する。視点が異なる事業である。
委員	地方創生といっても人口の減る中で、現状のストックでは造っても余ってしまうということがある。余ったストックをどうするのかということに、まちなかも絡んでくる。
委員長	「No. 4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」は、空き家でなくても対象となるのか。今住んでいて、リフォームする場合も対象となるのか。
事務局	そのとおりである。
委員長	「No. 18 居住推進支援事業（移住定住サポート事業）」は、移住政策としてどうかという切り口である。そのほかに、移住・定住の政策的な取組は点検候補事業に挙がっていない。
事務局	移住・定住や人口減少に対応するための事業は、商工業分野や農林分野においても挙がっており、分野Ⅰに限定するものではない。
委員長	移住・定住というテーマであれば、全て束ねて聞いた方が話はしやすいと思ったが、色んな所属が関わり、ボリュームが大きくなってしまいうということである。

委員	「No. 4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」、 「No. 17 居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）」、 「No. 18 居住推進支援事業（移住定住サポート事業）」は、それぞれで点検する ということでよいと思う。 4つ目 5つ目 6つ目
委員	利益が相反している事業は、合わせて点検した方がよい。
委員長	今までの意見を整理すると、 「No. 6 地方バス路線等運行維持事業」と「No. 8 地域コミュニティバス運行支 援事業」 1つ目 「No. 2 まちなか賑わい創出事業」と「No. 3 民間によるまちなか活性化活動支 援事業」 2つ目 「No. 12 景観推進事業」と「No. 13 景観支援事業」 3つ目 「No. 4 居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）」 4つ目 「No. 17 居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）」 5つ目 「No. 18 居住推進支援事業（移住定住サポート事業）」 6つ目 「No. 5 コミュニティバス事業」は接続性の問題もあると思うので、「No. 6 地方 バス路線等運行維持事業」、「No. 8 地域コミュニティバス運行支援事業」と連続で 点検してもよいのではないかと。 7つ目 「No. 16 未来につなぐ ふくい魅える化プロジェクト」は、素晴らしい目的の事 業であり、点検対象に加えてもよいのではないのかと考えたが、年度が限定され ている事業であり、内容も制限されているため、対象外とした方がよい。 生活インフラの分類の事業については、いかがか。 「No. 20 浄化槽維持管理補助事業」について、福井市はどのエリアが該当する のか。
事務局	川西地区がエリアとしては広い。あとは、郊外の美山地区も合併浄化槽区域で ある。郊外まで下水道を整備すると費用負担が大きくなるため、それぞれの区域 で下水を処理するところである。この事業は、維持管理費の補助であり、 下水道にかかる費用と個人負担が同等になるようにしている。
委員長	「No. 21 都市ガス需要開発事業」は、アイディアを求めているということだと思 うが、現在民営化についての検討を始めたところである。

委員	都市ガスは下火であり、民営化しかないのではないかな。
委員	都市ガス事業でなく、需要開発事業であるため、かなり限定されてしまう。
委員長	生活インフラは、点検することが難しいのではないかな。
	「No. 10 多機能よろず茶屋設置事業」はいかがかな。
委員	松本地区で立ち上げた。居場所づくり活動と介護予防活動は比較的容易に行えるが、見守り活動と生活支援活動が全く前へ進まない。行政の力はもちろん、地域団体の力も必要となってくる。いかに進めていくかが、大切である。これから、よろず茶屋というものを地域の中心に位置付けるのであれば、もっと話し合いが必要であり、現状では進まない。
委員	国の方針が、地域は地域でということになっている。よって、地域において高齢者を見守る仕組みを作っていく必要がある。緊急の電話番号を共有し、安心を生むということもあるが、見守りという部分は難しい。
委員	個人情報の問題も生じる。
委員長	よろず茶屋の事業について、事業自体を協議する場はあるのかな。
委員	1年に1回、集まって話をするだけである。
委員長	活発な議論の場があり、ブラッシュアップをしているのであればそちらに委ねてもよいと思った。
委員	よろず茶屋については、これから行政が強く進めていくのか。それとも、福井市社会福祉協議会に移行するのか。移行する方が上手くいくと思うが、どう考えているのか。行政は固すぎる。 社会福祉協議会は補助金をもらい、その中でお任せという形態のため、すごく事業が進めやすい。 よろず茶屋については、行政が関わってくると細かく制限がかかる。
委員	「No. 10 多機能よろず茶屋設置事業」は点検するということによいのではないかな。 8つ目

委員長	では、まちなか、定住の分類をAグループが、交通、コミュニティ、景観の分類をBグループが点検するというようお願いする。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">Aグループ</th></tr> <tr> <td>No. 2</td><td>まちなか賑わい創出事業</td></tr> <tr> <td>No. 3</td><td>民間によるまちなか活性化活動支援事業</td></tr> <tr> <td>No. 4</td><td>居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）</td></tr> <tr> <td>No. 17</td><td>居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）</td></tr> <tr> <td>No. 18</td><td>居住推進支援事業（移住定住サポート事業）</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">Bグループ</th></tr> <tr> <td>No. 5</td><td>コミュニティバス事業</td></tr> <tr> <td>No. 6</td><td>地方バス路線等運行維持事業</td></tr> <tr> <td>No. 8</td><td>地域コミュニティバス運行支援事業</td></tr> <tr> <td>No. 10</td><td>多機能よろず茶屋設置事業</td></tr> <tr> <td>No. 12</td><td>景観推進事業</td></tr> <tr> <td>No. 13</td><td>景観支援事業</td></tr> </table>	Aグループ		No. 2	まちなか賑わい創出事業	No. 3	民間によるまちなか活性化活動支援事業	No. 4	居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）	No. 17	居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）	No. 18	居住推進支援事業（移住定住サポート事業）	Bグループ		No. 5	コミュニティバス事業	No. 6	地方バス路線等運行維持事業	No. 8	地域コミュニティバス運行支援事業	No. 10	多機能よろず茶屋設置事業	No. 12	景観推進事業	No. 13	景観支援事業
Aグループ																											
No. 2	まちなか賑わい創出事業																										
No. 3	民間によるまちなか活性化活動支援事業																										
No. 4	居住推進支援事業（まちなか住まい支援事業）																										
No. 17	居住推進支援事業（空き家ストック循環利用促進事業）																										
No. 18	居住推進支援事業（移住定住サポート事業）																										
Bグループ																											
No. 5	コミュニティバス事業																										
No. 6	地方バス路線等運行維持事業																										
No. 8	地域コミュニティバス運行支援事業																										
No. 10	多機能よろず茶屋設置事業																										
No. 12	景観推進事業																										
No. 13	景観支援事業																										
委員長	最後に、その他に移りたいと思う。事務局から何かあるか。																										
事務局	【説明】（資料3） 外部点検について、資料は事前に送付させていただく。																										
委員	資料は、全点検事業の分を送ってもらえるのか。																										
事務局	別のグループが点検する事業についても、参考になるため、一式で送らせていただく。																										
委員長	他に意見等もないので、これで協議を終了する。																										
	(18:00 終了)																										